

項番	(あ) 諮問 受理番号	(い) 諮問	(う) 開示請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称 及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事 項	(お) 決定	(か) 開示請求に係る保有個人情報及び開示しないこととした部分又は 開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足りる事項	(き) 開示しないこととした理由又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 審査請求日
1	令和元年度諮問受 理第97号	令和２年２月 ５日付け大東 淀窓住第258 号	平成31年 1月24日	「平成25年１月１日から平成31年１月24 日迄の、審査請求人の住民票・戸籍謄本抄 本を第三者が請求した事がわかる書類で、 住民票の除票、戸籍の附票の除票、改製原 戸籍の除票、戸籍謄本、戸籍の附票、改製 原戸籍、除籍謄本（審査請求人記載のも の） 本籍：生野区、天王寺区 筆頭者：〇〇〇〇	平成31年３月 11日付け大東淀 窓住第249号に よる不存在によ る非開示決定	【開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足りる事項】 「平成25年１月１日から平成31年１月24日迄の、審査請求人の住民票・戸 籍謄本抄本を第三者が請求した事がわかる書類で、住民票の除票、戸籍の 附票の除票（改製原戸籍含む）、戸籍謄本、戸籍の附票、改製原戸籍、除 籍謄本（審査請求人記載のもの） 本籍：生野区、天王寺区 筆頭者：〇〇〇〇 住民票・附票については、平成25年１月１日から平成29年３月31日請求 分、戸籍については、平成25年１月１日から平成26年12月31日請求分」 （以下「本件情報１」という。）	【開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由】 本件情報は存在したが、保存年限（住民票・附票１年、戸籍３年）が経過 したために廃棄しており、実際に存在しないため。	平成31年4月16日
2	令和元年度諮問受 理第98号	令和２年２月 ５日付け大東 淀窓住第260 号			平成31年３月 11日付け大東淀 窓住第250号に よる部分開示決 定	【開示請求に係る保有個人情報】 「戸籍謄本等の発行について（平成28年12月20日請求分、平成29年１月 10日請求分）、戸籍謄本等送付方について（平成30年11月28日請求 分）、戸籍謄本・戸籍附票（写）・住民票（写）の交付について（平成30 年10月18日請求分、同月29日請求分）」（以下「本件情報２－１」とい う。） 「戸籍謄本等職務上請求書（平成27年３月６日請求分）」（以下「本件情 報２－２」という。） 【開示しないこととした部分】 本件情報２－１については、「依頼者氏名及び印影」、「利用目的の内 容」、「備考欄」、「世帯番号」、「問合せ先」及び「個人のサイン」 本件情報２－２については、「利用目的の種別」及び「法人等の印影」	【開示しないこととした理由】 条例第19条第２号に該当 （説明） 依頼者氏名及び印影、利用目的の内容、備考欄、世帯番号、問合せ先、個 人のサイン及び利用目的の種別については、開示請求者以外の個人に関す る情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することに より、開示請求者以外の特定の個人が識別される情報であると認められ、 かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。 条例第19条第３号に該当 （説明） 法人等の印影については、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属す る事項に関する情報であって、開示することにより偽造等のおそれがあ り、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同 号ただし書にも該当しないため。	
3	令和元年度諮問受 理第99号	令和２年２月 ５日付け大東 淀窓住第262 号			平成31年３月 11日付け大東淀 窓住第251号に よる非開示決定	【開示請求に係る保有個人情報】 「請求者に係る戸籍謄本・戸籍附票交付請求書（平成27年６月19日、平成 29年１月27日、平成29年４月20日、平成30年12月17日、平成30年12月18 日公用請求分）」（以下「本件情報３」という。）	【開示しないこととした理由】 条例第19条第７号に該当 （説明） 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯 罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じると 認められるため。	
4	令和元年度諮問受 理第100 号	令和２年２月 ５日付け大東 淀窓住第264 号	平成31年 ３月20日	保有期限内の平成31年３月20日迄分 筆頭者 審査請求人 〇〇〇〇 住民票・住民票の除票・戸籍謄抄本・戸籍 の附票の除票（改製原戸籍含む）（本籍： 生野区・天王寺区）除籍謄本 戸籍の附 票・改正原戸籍 ※第三者請求分ははぶく。	平成31年３月 29日付け大東淀 窓住第261号に よる部分開示決 定	【開示請求に係る保有個人情報】 「全部事項証明書（戸籍謄本）等交付請求書（平成27年９月24日請求分、 平成27年10月８日請求分、平成28年４月４日請求分、平成29年６月14日 請求分、平成29年９月14日請求分、平成30年９月12日請求分）」 「住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍の附票の写し等請求書（平成29年 ６月15日請求分、平成31年１月21日請求分、平成31年１月25日請求 分）」（以下「本件情報４」という。） 【開示しないこととした部分】 「個人の署名」	【開示しないこととした理由】 条例第19条第２号に該当 （説明） 個人の署名については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当 該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、開示請求者以 外の特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書 ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。	